

猪苗代警察署管内の犯罪・交通事故発生状況(令和8年8月末現在)

1 犯罪発生状況

| 町村別     | 年別 | 令和8年 | 令和7年 | 増 減 |
|---------|----|------|------|-----|
| 猪 苗 代 町 |    | 35   | 32   | 3   |
| 磐 梯 町   |    | 13   | 3    | 10  |
| 裏 磐 梯   |    | 1    | 1    | 0   |
| 計       |    | 49   | 36   | 13  |

| 町村別<br>罪種別 |            | 猪苗代町 |    | 磐梯町 |    | 裏磐梯 |    |
|------------|------------|------|----|-----|----|-----|----|
|            |            | 8年   | 7年 | 8年  | 7年 | 8年  | 7年 |
| 窃盗犯計       |            | 16   | 24 | 8   | 1  | 1   | 1  |
|            | 空き巣、忍び込みなど | 2    | 3  |     |    |     |    |
|            | 万引き、車上狙いなど | 13   | 19 | 8   | 1  | 1   | 1  |
|            | 自動車盗など     | 1    | 2  |     |    |     |    |
| 詐欺など       |            | 9    | 3  | 3   |    |     |    |
| 暴行・傷害など    |            | 3    | 1  | 1   | 2  |     |    |
| 器物損壊       |            | 3    | 3  |     |    |     |    |
| その他        |            | 4    | 1  | 1   |    |     |    |
| 合 計        |            | 35   | 32 | 13  | 3  | 1   | 1  |

◎「空き巣、忍び込みなど」には、事務所荒らし、出店荒らしなどの侵入窃盗を含みます。「万引き、車上狙いなど」には、置き引き、自動販売機狙いなどの非侵入窃盗を含みます。「自動車盗など」には、自転車盗、オートバイ盗などの乗り物窃盗を含みます。

◎被害を防ぐための第一歩「POLICE アプリ ふくしま」に登録しましょう。アプリはQRコードからダウンロードできます。



図猪苗代警察署 ☎(63) 0110

2 交通事故発生状況

|          | 猪苗代町 |     | 磐梯町 |    | 裏磐梯 |    |
|----------|------|-----|-----|----|-----|----|
|          | 本年   | 前年  | 本年  | 前年 | 本年  | 前年 |
| 人身事故発生件数 | 24   | 22  | 2   | 6  | 1   | 0  |
| 増 減      | 2    |     | -4  |    | 1   |    |
| 死者数      | 2    | 1   | 0   | 1  | 0   | 0  |
| 増 減      | 1    |     | -1  |    | 0   |    |
| 傷者数      | 43   | 34  | 2   | 12 | 1   | 0  |
| 増 減      | 9    |     | -10 |    | 1   |    |
| 物件事故     | 360  | 432 | 61  | 77 | 42  | 56 |
| 増 減      | -72  |     | -16 |    | -14 |    |

◎管内では、出会い頭の事故が多発しています。交差点では、確実に一時停止や安全確認をしましょう。

◎急発進・急ハンドル・急ブレーキはやめましょう。

不正軽油

10月は「不正軽油撲滅強化月間」です

県では、10月を「不正軽油撲滅強化月間」と定め、関係団体と協力して不正軽油の排除に取り組んでいます。軽油に課税される軽油引取税を脱税する目的で、軽油に灯油や重油を混ぜるなどして製造される燃料「不正軽油」が正常な軽油と偽って販売、使用されている事例があります。

「不正軽油を作らない・売らない・買わない・使わない」

不正軽油の防止・撲滅には、県民の皆さんのご協力と情報提供が欠かせません。不正軽油の情報提供は、県庁税務課または会津地方振興局県税部にご連絡ください。

図県庁総務部 税務課

☎ 024 (521) 7205

Email:zeimu@pref.fukushima.lg.jp

または会津地方振興局 県税部

☎ (29) 5264

Email:aizu.kenzei@pref.fukushima.lg.jp

消 防

秋の火災予防運動

火災は一人一人の心掛けと、家族・ご近所の協力体制が必要です。日ごろから、火の元を点検する習慣を身

につけましょう。

●実施期間

11月9日(月)～15日(日)

●令和8年度全国統一防火標語

「火の確認 いい日を支える いい週間」

●いのちを守る10のポイント

【4つの習慣】

①寝たばこは絶対にしない、させない。

②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。

③こんろを使うときは、火のそばを離れない。

④コンセントは、ほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く。

【6つの対策】

①ストーブやこんろなどは、安全装置の付いた機器を使用する。

②住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。

③寝具や衣類、カーテンは、防災物品を使用する。

④消火器などを設置し、使い方を確認しておく。

⑤避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。

⑥地域ぐるみの防火対策(防火訓練への参加や戸別訪問など)を行う。

図猪苗代消防署

☎ (62) 4433

相 談

無料調停手続相談会

会津若松調停協会では、無料調停

手続相談会を開催します。

相談会では、裁判所で実際に調停に携わっている調停委員が手続きの相談に応じます。相談内容は、外部に漏れることはありません。安心してご相談ください。

●日時 11月11日(水) 午前10時～午後3時

●会場 会津若松市文化センター

●内容

①金銭貸借、土地・建物の明け渡し、相隣関係、損害賠償など

②離婚、子の監護養育、親子交流、離縁、扶養、相続、遺産分割など

●申込方法 当日会場で受付(午後2時30分まで)

図福島地方裁判所会津若松支部

☎ (26) 5725

借金の無料相談会

福島財務事務所では、専門相談員が借金を抱え悩んでいる人から家計や借金の状況などを伺い、アドバイスを行うほか、必要に応じて弁護士などの専門家に引き継ぎを行う相談会を開催します。まずは一人でも悩まず、お気軽にご相談ください。相談は無料、秘密は厳守します。

●日時 11月5日(木) 午後1時～午後4時(原則予約制。予約締切日は11月4日)

●会場 会津地方振興局3階 会議室(会津若松市追手町7-5)

●予約・問い合わせ先

財務省福島財務事務所 理財課

☎ 024 (533) 0064

※予約受付は、平日の午前8時30

分から午後4時30分まで。当日でも相談が可能な場合がありますので、お気軽にお電話ください。

税の無料相談会

毎年11月11日から17日までは、「税を考える週間」です。

東北税理士会会津若松支部では、税理士による税の無料相談会を開催します。事前予約は不要ですので、お気軽にご利用ください。

●日時 11月16日(月) 午前10時～正午

●会場 アピオスペース2階 研修室

図東北税理士会会津若松支部

☎ (23) 7145

未来への約束を公正証書が守ります

公証制度は、公証人が大切な遺言・契約の公正証書の作成、確定日付の付与、私文書の認証など、国の公証に関する事務を取り扱う制度です。

遺産相続、任意後見契約、金銭貸借、不動産貸借、離婚に際しての慰謝料、養育費などの問題は、後々にトラブルを引き起こしがちです。そんなとき遺言や当事者間の取り決めを公正証書にしておけば、トラブルを防止し、権利や財産を守ることができます。

相談は無料ですので、お気軽にご相談ください。

図会津若松公証役場

☎ (37) 1955

医療情報ネット

全国どこからでも、どんなときも、かかりたい医療機関・薬局がみつかります！

休日当番医・休日夜間急患センターなど休日夜間対応医療機関も検索可能。

【福島県 TOP】



プライバシー保護のため、ホームページ掲載分の  
消息欄は削除しました。ご了承ください。

※広報に氏名の掲載を希望されない場合は、死亡届の手続きの際に窓口に申し出ください。

町の人口

(福島県現住人口調査より)

2026年9月1日現在の現住人口

|         |          |
|---------|----------|
| 人 口     | 11,824 人 |
| 世帯数     | 4,617 戸  |
| 出生 2 人  | 転入 38 人  |
| 死亡 19 人 | 転出 14 人  |

今月の納期

(納期限 11月2日)

- 町県民税 3 期分
- 国民健康保険税 4 期分
- 介護保険料 4 期分
- 後期高齢者医療保険料 3 期分
- 上下水道使用料 10 月分
- 下水道受益者負担金 3 期分

▼「第5回中ノ沢こけし祭り」の取材に行ってきました。今回、新たに3人の工人さんがデビューしました。今回は、大勢の来場者が詰めかけ、会場は大にぎわいでした。福島県の伝統的工芸品に選ばれている中ノ沢こけし。皆さんもぜひ、お気に入りの工人さんのこけしを見つけてみてはいかがでしょうか。(五十嵐)

編集後記

10月13日～11月末の窓口業務延長日は、10月20日と11月10日、24日です。

町では、町民の皆さんの利便性向上を図るため、毎月第2、第4週の火曜日、午後7時まで住民票・税証明発行などの窓口業務の時間を延長しています。

図総務課 行政管理係 ☎ (62) 2111